

非会員事業所に持参してもらう書類

申請 ID

本人確認書類（個人事業者）※1

※1 運転免許証（両面）、マイナンバーカード（オモテ面）、写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、住民票及びパスポート、住民票及び健康保険証のいずれか

履歴事項全部証明書（中小法人のみ）※2

※2 相手方が代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には「委任状」（当所ホームページからダウンロードして頂けます）に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認する。

收受日付印の付いた 2019 年対象月及び 2020 年対象月を期間に含む全ての確定申告書の控え※3※4※5

※3 e-Tax の場合は受信通知メールのある確定申告書の控え、または、受付日時が印字された確定申告書の控え

・ただし、個人事業者において、確定申告書がない場合は

提出する確定申告書類の年度の「納税証明書（その 2 所得金額用）を確認する

・さらに、納税証明書がない場合は

提出する確定申告書類の年度の「課税証明書」または「非課税証明書」を確認する

※4 2020 年に新規開業した事業者は開業以降の書類を確認する

※5 個人事業者等の場合は確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は合理的な理由で提出できない場合は税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替可能

2019 年 1 月から 2021 年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）

2019 年 1 月以降の事業の取引を記録している通帳

代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

和歌山商工会議所へ提出する「確認書」（※ 4 月分・5 月分申請する飲食店・喫茶店・遊興施設等の場合）

※ 4 月分、5 月分を申請する場合、和歌山県の営業時間短縮要請の対象であった飲食店・喫茶店・遊興施設等は給付対象外です。